



鳥取県公報

平成12年11月24日(金)
第 7 2 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	地籍調査に関する事業計画の変更（耕地課）..... 1	1
	保安林の指定の解除（森林保全課）..... 2	2
	保安林の指定の解除予定（ " ）..... 2	2
	公共測量の実施（管理課）..... 3	3
	開発行為に関する工事の完了（都市計画課）..... 3	3
教委告示	定例教育委員会の招集（総務課）..... 3	3
人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（給与課）..... 4	4
調達公告	落札者の決定（病院局総務課）..... 5	5

告 示

鳥取県告示第648号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成12年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成12年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調 査 地 域	調査機関	調査面積 (平方キロメートル)
国 府 町	変更前	岩美郡国府町大字木原、大字下木原、大字神垣及び大字美歎の各一部	平成13年 3月 30日まで	2.50
	変更後	"	"	2.56
東 郷 町	変更前	東伯郡東郷町大字長和田、大字門田、大字野花、大字羽衣石、大字引地、大字小鹿谷及び大字田畑の各一部	"	1.45
	変更後	東伯郡東郷町大字長和田、大字門田、大字野花、大字羽衣石、大字引地、大字小鹿谷、大字田畑、大字国信及び大字別所の各一部	"	1.87

東 伯 町	変更前	東伯郡東伯町大字八橋、大字笠見、大字丸尾、大字保、大字田越、大字浦安、大字三保、大字倉坂、大字公文、大字山田、大字大杉、大字美好、大字福永及び大字野田の各一部	〃	2.46
	変更後	〃	〃	2.50
淀 江 町	変更前	西伯郡淀江町大字西原、大字福井、大字福頼、大字平岡及び大字西尾原の各一部	〃	0.99
	変更後	〃	〃	1.06
日 南 町	変更前	日野郡日南町矢戸の一部	〃	4.70
	変更後	〃	〃	4.73

鳥取県告示第649号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成12年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡羽合町大字長瀬字村後口1092の2（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第650号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成12年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
鳥取市高路字大藤谷口830の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、気高町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（気高町500分の1地形図作成）
- 2 作業期間 平成12年10月25日から平成13年3月24日まで
- 3 作業地域 気高郡気高町大字浜村及び大字八束水地内

鳥取県告示第652号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により告示する。

平成12年11月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成12年8月9日鳥取県指令倉土維10第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東伯郡北条町大字江北字中発原
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市伊木282番地2
株式会社サンホーム
代表取締役 近藤 茂

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第24号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年11月24日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成12年11月28日（火）午前10時30分
 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
 3 議題
 (1) 平成12年度末公立学校教職員人事異動方針について
 (2) その他

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年11月24日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第26号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																												
<p>(管理職員等の範囲)</p> <p>第2条 法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する職員とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～24 略</p> <p>25 会見町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 参事 室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公民館</td> <td style="text-align: center;">館長 参事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 参事 室長	略		教育委員会事務局	略	公民館	館長 参事	略		<p>(管理職員等の範囲)</p> <p>第2条 法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する職員とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p>1～24 略</p> <p>25 会見町</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">機 関</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町長部局</td> <td style="text-align: center;">課長 出納室長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会事務局</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公民館</td> <td style="text-align: center;">館長</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	略		町長部局	課長 出納室長	略		教育委員会事務局	略	公民館	館長	略	
機 関	職																												
略																													
町長部局	課長 参事 室長																												
略																													
教育委員会事務局	略																												
公民館	館長 参事																												
略																													
機 関	職																												
略																													
町長部局	課長 出納室長																												
略																													
教育委員会事務局	略																												
公民館	館長																												
略																													

26～52 略

53 南部箕蚊屋広域連合

機 関	職
事務局	局長 次長

備考 略

26～52 略

53 南部箕蚊屋広域連合

機 関	職
事務局	局長

備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年11月24日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 磁気共鳴断層撮影装置 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 決 定 日 平成12年9月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3 - 27
- 5 落 札 価 格 249,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成12年8月8日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務部管財課
及び所在地 鳥取市江津730

